

議案第 4 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 4 年 6 月 2 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 1 3 3 号）の公布に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うため、君津市国民健康保険税条例（昭和 4 6 年君津市条例第 7 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

君津市国民健康保険税条例（昭和46年君津市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第22条中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の君津市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

君津市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。以下この条において同じ。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 省略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第22条 次に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>63万円</u>を超える場合には、<u>63万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>